保育園等 ICT システム導入業務 提案事業者募集要項

1 実施概要

- 1-1 業務名称 保育園等 ICT システム導入業務
- 1-2 業務内容等 別冊「保育園等 ICT システム導入業務仕様書(以下、「仕様書」)」の とおり
- 1-3 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

運用期間:令和4年1月1日から令和8年12月31日まで ただし、導入できしだい、各園いずれにおいても運用を図れることとす ること。運用の時期等については、発注者と協議を行うこと。

1-4 見積上限額 44,000 千円 (消費税額および地方消費税額を含む)

2 実施方式 公募型プロポーザル方式

本業務は、想像力、技術力、企画力、調整力、経験等ノウハウが必要であり、それら を有する者の選定に当たっては価格だけの競争はなじまないため公募型プロポーザル方 式を採用する。

3 実施スケジュール (令和3年)

項目	日程
公告(募集要項、調達仕様書)	8月23日(月)
参加申込書受付期限	9月6日(月)
参加資格審査結果の通知	9月8日 (水)
企画提案書提出依頼の通知	9月8日 (水)
プレゼンテーション日程通知	9月8日 (水)
質問受付期限 (参加資格を得た者に限る)	9月17日(金)
質問回答期限	9月24日(金)
企画提案書提出期限	10月11日(月)
プレゼンテーション(審査)	10月中旬(予定)
審査結果通知	プレゼンテーション(審査)後至急
審査結果の公表	プレゼンテーション (審査) 後至急
契約締結	プレゼンテーション (審査) 後至急

[※]上記記載の時期は、現時点での予定であり変更する可能性がある。

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。 なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、 契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公立園(保育園・こども園・幼稚園)へのシステム導入・運用実績があること。
- (3) 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の認証を受けた LGWAN-ASP サービスで提供されているシステムを導入できること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てまたは民事 再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で ないこと。
- (5) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう
 - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、 直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与してい る者
 - (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを 知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5-1 申込および受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法(次の提出書類を、持参または郵送等により提出。)

①公募型プロポーザル参加申込書	□参加様式1
②業務実績のわかる書類	□公募様式B

- (2) 受付場所 下記問い合わせ先にて受付する。
- (3) 受付期間 令和3年8月23日(月)から令和3年9月6日(月)まで
- (4) 参加申し込み後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。
- (5) 参加者の決定

提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。 その結果を令和3年9月8日(水)目途に、参加申込みした者に書面および電子メールにより通知する。

5-2 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙「質問書」にて、令和3年9月17日 (金)午後5時までに下記問い合わせ先に提出してください。提出方法は、電子メール によるものとします。電話および口頭による受付は出来ませんのでご留意ください。 質問書の内容および質問に対する回答は、下記問い合わせ先の窓口にて令和3年9月 24日(金)から掲載します。

- 6 プロポーザルの実施概要
- 6-1 提案時期 企画提案書の提出期限は、令和3年10月11日(月)とする。
- 6-2 実施要項の入手方法および場所 令和3年9月8日(水)から、下記問い合わせ先にて配付する。また、守山市ホーム ページにて掲載する。
- 6-3 提案書の提出および受付け
 - (1) 下記提案書作成要領および別冊「業務仕様書」等に基づき提案すること。
 - (2) 提案書の様式および部数
 - ・提案書 (提案様式A):9部(正本1部、他副本とする。)

「●審査基準」「●記載項目」の順に作成すること。

- ·法人業務実績表 (提案様式B):1部
- ・業務の見積書 (提案様式C):1部
- (3) 提出方法 持参による。(郵送等は不可)
- (4) 提出期限 令和3年10月11日(月)午後5時
- (5) 提出場所 下記問い合わせ先にて受付する。
- (6) 注意事項
 - ・提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
 - ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

7 提案書作成要領

7-1 提出書類

次に基づき、必要な資料を作成すること。

- (1) 提案様式A:提案書
 - ①提案書のフォーマットは Microsoft Office 20**以上 (Word・Excel・Power Point)を使用すること。枚数は 10ページ以内とするが、提案事業者の方針に従い作成すること。
 - ②仕様書に記載する各種要件を実現可否について判断できる様に記載すること。 記載内容が曖昧や不明確な場合は、機能要件を満たさないと判断する場合があるの で注意すること。
 - ③「別紙1.評価項目一覧」の記載順序を意識して提案書を構成すること。 ただし、これは提案範囲を限定するものではない。
 - ④市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。

- (2) 公募様式2:実績表
 - ①上記4(4)の同類業務の実績について記載すること。
- (3) 提案様式3:見積書
 - ①見積金額の明細書を作成し、記載(または添付)すること。
 - ②業務に必要な費用すべてを見積に含めること。

7-2 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし、市は、採択した 提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書等は返却しません。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例(平成 11 年条例第 21 号)に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合があります。
- 7-3 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

- 8 審査および提案評価基準
- 8-1 プロポーザル(提案プレゼンテーション)の実施

提案事業者は、審査員に対して、提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時	令和3年10月中旬(時間などの詳細は後日案内する)
場所	守山市役所 会議室(予定)
時間	40 分以内 (準備および撤収時間は別途用意)
h-4.11	※提案書等の説明は20分 質疑応答時間20分を予定
	※パソコンは持込みを想定。モニター等は市で準備します。
機材	※プレゼンテーションに用いる資料のファイル形式は、Microsoft
17文7/2	Office 20**以上(Word・Excel・Power Point)またはPDFとするこ
	と。
審査員	8人(園職員等)予定
	出席者は3人までとする。
提案事業者	提案書概要についてパワーポイントを用いて説明すること。
	プレゼンテーション進行および説明は、本業務プロジェクト責任者が実
	施すること。

8-2 審査について

- (1) 受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。
- (2) 審査員は、提出された提案書、提案事業者の実績とおよびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。
- 8-3 評価・選定方法および審査基準

提案評価および価格評価により、受託予定者を選定する。

※詳細は、「別紙1.評価項目一覧表」のとおり。

No.	評価項目	点数
1	提案評価	450
2	価格評価	200
	合計	650

(1) 提案評価(提案書・プレゼンテーション評価)

審査員が評価項目(提案書への記載項目)毎に、次の評価基準により採点する。

評価	評価率
非常に優れている	× 1
優れている	×0.8
標準より出来ている	×0.6
標準より劣る	×0.4
劣る	×0.2
提案なし	\times 0

提案評価点 =各項目の合計(各項目への配点×評価率)

※提案評価小計に、小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(2) 価格評価

当該業務の見積額(税込み)について評価する。

価格評価点 =200× (1-(提案者の見積額/予定価格))

※小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※予定価格を超える見積額の場合は、失格とする。

8-4 事業者の選定

- (1) 上記8-3に基づく採点により、最も高い点数の提案者を受注者として選定する。
- (2) 合計点数が同じ場合は、以下の順で選定する。

ア 価格評価が異なる場合、価格評価が高い者を選定する。

イ すべての評価が同じの場合は、くじ引きにて選定する。

(3) 参加者が1者のみ場合は、評価結果を参考とし、審査員の協議により総合評価を行い、当該参加者が受注者として適当と判断すれば、契約の相手方として選定する。

9 契約方法(随意契約)

- (1) 徴収した見積書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とし、契約を締結する。
- (2) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

10 その他 (プロポーザルの停止、中止および取り消し)

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を 停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費 用を本協議会に請求できないものとする。

11 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 こども家庭部 保育幼稚園課

電話 077(582)1129、メール hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp